選挙運動収支報告書

１．令和５年４月２３日執行　加茂市議会議員一般選挙

２．公職の候補者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

３．　　　月　　　日　から　　月　　　日　まで　第　　回分

**＜記入要領＞**

１　収入の部においては、一件１万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件１万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件１万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。

２　収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。

３　支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。

４　精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額を合わせて総額の欄に記載するものとする。

５　各記載については会計簿の記入要領中、収入の部の記載については２から６まで、支出の部の記載については３から８までの例によるものとする。（以下参考）

　　＜収入について＞

●債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。

●寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

●寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考欄」に記載するものとする。

●「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。

●前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

＜支出について＞

●この帳簿には、(一)立候補準備のために支出した費用 (二)選挙運動のために支出した費用 の二科目を設けて（又は各〃分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。

●この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((ｲ)選挙事務費 (ﾛ)集合会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食糧費 (九)休泊費 　(十)雑費 の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。

●金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度合わせて合計を記載するものとする。

　前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載するものとする。

●支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

●「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

●支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。

●専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。

６　収入の部の「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ及びポスターの作成に係るもの）その他の参考となる事項を記載することができるものとする。